

# 熊本県飲用井戸等水質検査（PFOS 及び PFOA）支援事業費 補助金交付要綱

## （趣旨）

第1条 知事は、水道法の規制を受けない飲用井戸及び飲料水供給施設の水源井戸（以下「飲用井戸等」という。）における衛生対策の充実を図ることを目的に、予算の範囲内で熊本県飲用井戸等水質検査（PFOS 及び PFOA）支援事業費補助金を交付するものとし、その交付については、熊本県補助金等交付規則（昭和 56 年熊本県規則第 34 号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱によるものとする。

## （補助対象事業）

第2条 この補助金の対象となる事業は、県内の市町村（熊本市を除く）が次の各号のいずれかに該当する者（以下「対象者」という。）に対して飲用井戸等における衛生対策の充実を図ることを目的として行う助成事業とする。

- （1）水道未普及地域における飲用井戸等（市町村管理を除く。）の設置者又は管理者（以下「設置者等」という。）。
- （2）前項以外で、市町村において、特に検査が必要と認める飲用井戸等の設置者等。

## （補助対象経費）

第3条 この補助金の対象となる経費は、前条に規定する補助対象事業において、次に掲げる検査項目の水質検査費用に対して、市町村が助成した経費（以下「補助対象経費」という。）とする。

有機フッ素化合物であるペルフルオロオクタンスルホン酸（PFOS）及びペルフルオロオクタン酸（PFOA）の2物質。

- 2 補助対象経費については、1対象者につき上限 30,000 円とし、1回までとする。

## （補助金の額）

第4条 補助金の額は、前条に規定する補助対象経費に2分の1を乗じた額の合計とする。この場合において、算定した補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。

## （補助金の交付申請）

第5条 規則第3条第1項に規定する申請書は、別記第1号様式によるものとする。

- 2 規則第3条第2項第1号に規定する事業計画書及び同第2号に規定する収

支予算書は、別記第2号様式によるものとする。

- 3 規則第3条第2項第4号に規定するその他知事が必要と認める書類は次のとおりとする。

市町村の当該助成事業に係る事業実施要綱等の写し

(決定の通知)

第6条 規則第6条の規定による補助金の交付決定の通知は、別記第3号様式により行うものとする。

(聞き取り及び情報収集)

第7条 市町村は、第2条に定める対象者に対し、水質検査を実施する井戸について別記第4号様式により聞き取りを行うとともに、当該井戸から半径500m程度の範囲にある井戸について情報収集を行うものとする。

- 2 市町村は、第2条に定める対象者から水質検査の結果が50ng/Lを超過したと報告を受けたときは、すみやかに県へ情報提供を行うとともに、県が行う調査等に協力するものとする。

(補助事業の内容等の変更)

第8条 交付規則第7条第1項に規定する変更事由は、次のとおりとする。

- (1) 補助対象経費の30%を超える減額
  - (2) 補助対象経費の増額（予算の範囲内に限る）
- 2 前項の変更事由に当たる変更をしようとするときは、別記第5号様式により変更申請書を提出し、添付すべき書類は別記第6号様式によるものとする。

(申請の取下げ)

第9条 規則第8条第1項の規定による申請の取下げをすることができる期間は、交付決定の通知を受けた日から起算して30日を経過する日までとする。

(実績報告)

第10条 補助事業が完了したときは、その日から起算して30日を経過した日又は補助事業が完了した日の属する会計年度の3月24日のいずれか早い日までに、規則第13条の規定により実績報告書（別記第7号様式）を提出しなければならない。

- 2 規則第13条の別に定める書類は、次の各号のとおりとする。
- (1) 事業実績書及び収支精算書（別記第8号様式）
  - (2) 市町村の各助成対象者に対する交付額確定通知書の写し
  - (3) 検査機関が交付する計量証明書（検査結果）の写し
  - (4) 聞き取り調査書及び超過時対応結果報告書（別記第4号様式）

(補助金の確定)

第11条 規則第14条の規定による補助金の額の確定に係る通知は、別記第9号様式により行うものとする。

(補助金の請求等)

第12条 規則第16条第1項に規定する請求書は、別記第10号様式によるものとする。

(証拠書類の保管)

第13条 規則第23条に規定する別に定める期間は、5年とする。

(流用の禁止)

第14条 交付を受けた補助金は、他の経費に流用してはならない。

2 知事は、補助金の使途について検査をすることができる。

(補助金の返還)

第15条 知事は、補助金の交付を受けた者が、次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、既に交付した補助金の全部、又は一部の返還を命ずることができる。

(1) 前条第1項の規定に違反したとき。

(2) 前条第2項に規定する検査を拒んだとき。

(雑則)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則

(施行期日)

この要綱は、令和7年(2025年)5月29日から施行し、令和7年(2025年)4月1日から適用する。